

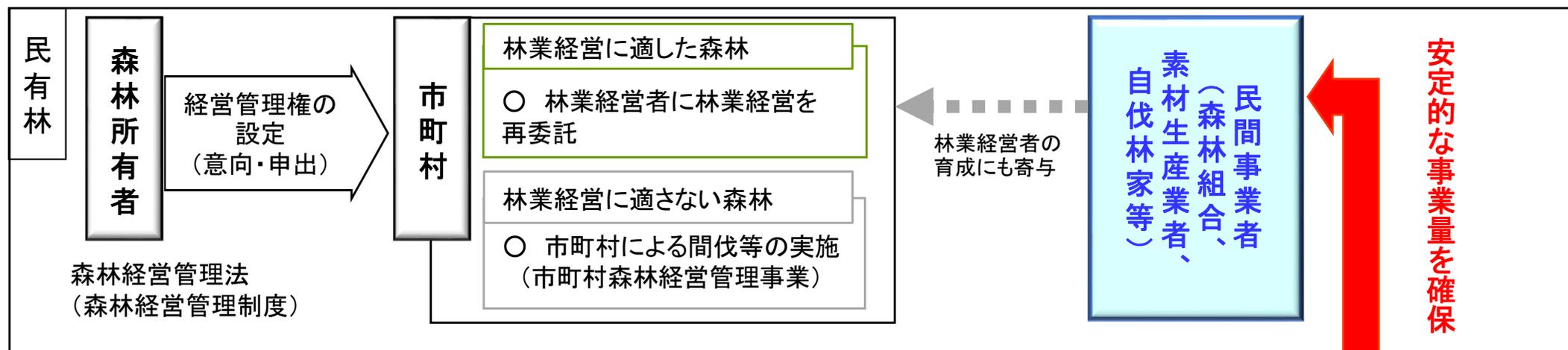
# 樹木採取権制度の運用状況について

令和5年2月20日(月)

**林野庁**

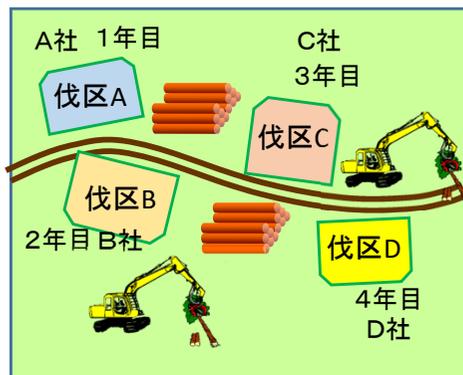
# 樹木採取権制度の概要

- 効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るためには、安定的な事業量の確保が必要であり、民有林からの木材供給を補完する形で、国有林から長期・安定的に事業者が樹木を採取できるよう措置することが有効。
- そのため、今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、現行の入札に加え、一定の区域(樹木採取区)において、一定期間・安定的に樹木を採取できる樹木採取権制度を創設。(令和2年4月1日施行)



## 国有林

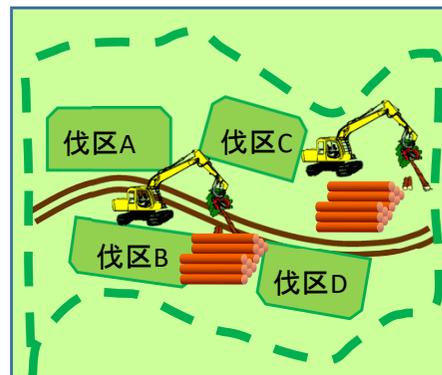
### ① 現行の仕組み(引き続き実施)



・毎年度個別に場所、時期等を特定し、入札により立木を購入して伐採する事業者を決定

※立木を購入している林業経営体の平均年間立木購入面積(2015年農林業センサス)は約20ha(年間6千m<sup>3</sup>程度の素材生産量に相当)

### ② 樹木採取権の仕組み(今後の供給量の増加分の一部で実施)



・国有林の一定の区域(樹木採取区)において立木を一定期間、安定的に伐採できる樹木採取権(地域の民間事業者が対応可能な200~300ha(皆伐相当)・年間数千m<sup>3</sup>程度の素材生産量を想定し、権利の期間は10年を基本に運用)を設定

※現行の国有林の伐採のルールを厳守

※長期に事業量が見通せることで機械導入や雇用が進展

## ○成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）

### 13. 地方創生

#### (2) 農林水産業の成長産業化による活力ある農山漁村の実現

##### iii) 林業の成長産業化

- ・民有林での森林経営管理制度の要となる林業経営者の育成のため、安定的な事業量を確保する観点から、国有林野管理経営法に基づき、2022年度までに樹木採取区を全国で10か所程度パイロット的に指定するとともに、大規模なものも含め、2022年度からの樹木採取区の指定等に向け、マーケットサウンディングを踏まえ検討する。

## ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）

### IV. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

#### 6. コンセッション（PPP／PFIを含む）の強化

林業分野では、樹木採取権制度に基づき、パイロット的に選定された10か所について、樹木採取権の設定を進める。より大規模・長期間のものも含めた今後の樹木採取権設定に関する具体的方針を本年末までに策定する。

# 樹木採取権制度の取組状況

- 基本となる規模の樹木採取区を10か所指定し、うち8か所について樹木採取権を設定
- また、大規模・長期間の樹木採取権を設定する際の規模・期間を検討するため、マーケットサウンディングを3回実施

## ■ 樹木採取権制度の施行

令和2年4月

- ・「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」の施行

## ■ 取組状況

### 【基本となる規模のパイロット的な指定】

令和3年9月  
・10月

- ・基本となる規模（区域面積200～300ha程度（皆伐相当）、権利期間10年程度）の樹木採取区を全国10か所で指定

令和3年9月～

- ・公募等を経て、樹木採取権者を決定し、8か所で権利を設定

- ・権利設定のプロセスの検証 等

- ・樹木採取権者からは、安定的な事業地の確保により人材確保等に繋がった、需要者との連携強化に繋がった等の意見あり。
- ・事業者アンケートでは、基本となる規模について「ちょうどよい」との意見が多く、権利期間が「長い」という意見もあり。

### 【新規需要開拓に取り組む民間事業者の動向等の把握】

令和3年3月～  
10月

- ・地域の取組として、大規模な新規需要開拓に取り組む民間事業者の動向等を把握し、結果を公表

＜提出のあった3件の概要＞

構想が具体化していない。低質材の需要先行で、同時に搬出される一般材の新規需要が見込まれていない。原木消費量ニーズが基本形を超えていない。

令和3年11月～  
令和4年6月

- ・追加のマーケットサウンディングを実施し、結果を公表

＜提出のあった1件の概要＞

大規模な木材加工設備の導入を想定。ただし、原料調達含め、早期の具体化が難しいことがわかってきたため、後日、提案者が提案取り下げ。

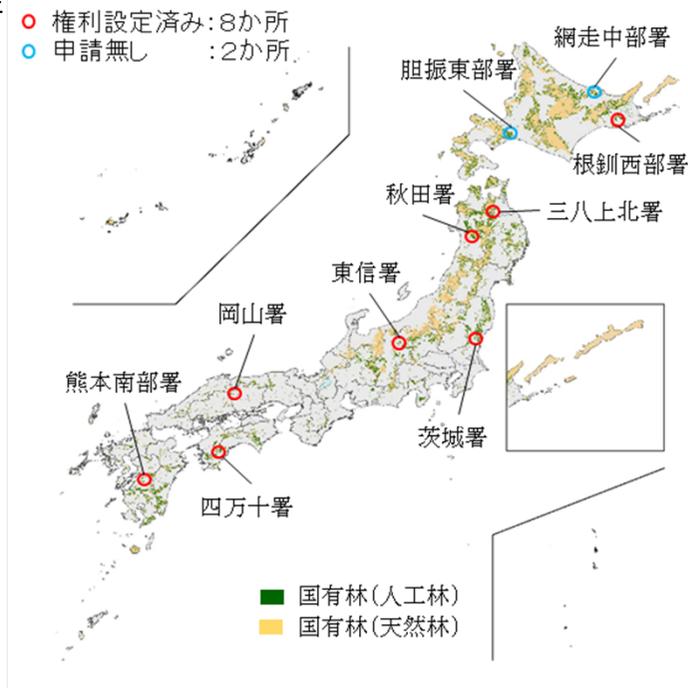
令和4年6月～  
9月

- ・川上事業者と連携をしやすいような工夫をした上で、再度、マーケットサウンディングを実施し、結果を公表

＜提出のあった2件の概要＞

どちらも大規模な製材工場等の新設を想定。事業地を取得済の構想があり、継続案件として川上事業者との連携の進捗等についての報告を求める。

【全国の指定箇所】<10か所>



# 樹木採取権の設定の概要(令和4年10月3日現在)

森林 管理局	森林 管理署	樹木採取区の所在	主要 樹種	採取 方法	区域 面積 (注)	権利の 存続期間 (再公募時)	樹木採取区 の指定	樹木採取権者の公募 赤:再公募	樹木採取権者 (設定日)
北海道	根釧西部	北海道 釧路町、厚岸町、 標茶町、鶴居村にまたがる区域	トドマツ	複層伐 間伐	827ha 〔250ha程度〕	10年 (9年)	R3.10.14	R3. 10. 29~1. 21 (85日) R4. 3. 1~6. 30 (122日)	大澤木材株式会社 (R4. 10. 3)
	胆振東部	北海道 むかわ町内	トドマツ	複層伐 間伐	671ha 〔217ha程度〕	9年 (8年)	R3.9.8	R3. 9. 24~12. 10 (78日) R4. 3. 1~6. 30 (122日)	申請無し
	網走中部	北海道 北見市、置戸町、 佐呂間町にまたがる区域	トドマツ	複層伐 間伐	671ha 〔200ha程度〕	9年 (8年)	R3.9.8	R3. 9. 24~12. 10 (78日) R4. 3. 1~6. 30 (122日)	申請無し
東北	秋田	秋田県 大仙市内	スギ	皆伐	191ha	8年	R3.9.6	R3. 9. 17~12. 3 (78日)	秋田県素材生産 流通協同組合 (R4. 2. 18)
	三八上北	青森県 田子町内	スギ、 カラマツ	皆伐	290ha	8年	R3.9.6	R3. 10. 7~1. 21 (107日)	青森県森林組合連合会 (R4. 3. 16)
関東	茨城	茨城県 常陸太田市内	スギ、 ヒノキ	皆伐	261ha	10年	R3.9.27	R3. 10. 28~1. 13 (78日)	大北産業株式会社 (R4. 3. 14)
中部	東信	長野県 上田市内	カラマツ	皆伐 複層伐	274ha 〔217ha程度〕	10年	R3.9.10	R3. 9. 27~12. 10 (75日) R4. 3. 1~6. 30 (122日)	長野森林組合 (R4. 9. 13)
近畿中国	岡山	岡山県 新見市内	スギ、 ヒノキ	皆伐	251ha	9年	R3.9.30	R3. 10. 22~1. 13 (84日)	株式会社戸川木材 (R4. 3. 18)
四国	四万十	高知県 中土佐町、四万 十町にまたがる区域	スギ、 ヒノキ	皆伐	291ha	10年	R3.9.13	R3. 9. 30~12. 20 (82日)	西垣林業株式会社 (R4. 3. 31)
九州	熊本南部	熊本県 人吉市、水俣市、 芦北町、五木村にまたがる区域	スギ、 ヒノキ	皆伐	190ha	10年	R3.9.30	R3. 10. 25~12. 27 (64日)	株式会社南栄 (R4. 3. 14)

(注) [ ]内は、間伐又は複層伐の場合に、伐採率により、皆伐相当に換算した面積。

# 今後の樹木採取権設定に関する方針について (R4.12.27)

## 基本形の樹木採取区についての取組

### 基本形の樹木採取区を全国10か所で指定

(区域面積200~300ha (皆伐相当)  
権利期間10年程度)

10か所の樹木採取区のうち8か所で権利設定(令和4年10月現在)。

2か所\*については、製材工場の新・増設等、直近に地域で具体的な需要の増加がみられなかったことが申請のなかった大きな要因(①)。

10か所の樹木採取区の指定に当たっては、年次統計の推移から素材生産量が増加傾向にある地域を選定

\*再公募でも申請がなかったことから指定を解除する方向。

#### ➤ 樹木採取権者からの主な意見

- ・ 新規雇用や重機購入により作業班を増やす予定
- ・ 樹木採取権の設定を契機に造林事業にも取り組む予定
- ・ 安定的な事業地確保ができるのが大きな利点で、連携する川中事業者も安定的な原料調達が見込めるとの反応  
⇒ 事業者の育成はもとより国産材のサプライチェーンの強化にも寄与(①)

#### ➤ 事業者アンケート

説明会に参加した事業者からは、

- ・ 期間が「ちょうどいい」との回答が6割、「長い」との回答が4割(最初の公募で申請のなかった4地域では「長い」との回答が6割)(③)
- ・ 申請を見合わせた理由として「事業の実施体制を組むことが困難」が6割弱(③)

## 大規模・長期間の樹木採取区についての取組

### 大規模・長期間の樹木採取区の指定を検討するため、3回のマーケットサウンディングを実施

3回目のマーケットサウンディングで継続案件とする提案があった。

3回のマーケットサウンディングでは、

- ・ 担当者のアイデアベースの構想から事業地を取得済みの構想まで多様な検討段階のものがあった(②)
- ・ 大規模な構想を持つ川中事業者と地域の川上事業者との連携が難航し構想の具体化まで至らなかったものがあった。(③)

#### <継続案件>

#### ➤ 新しい木質資材を製造するための大型工場を新設する構想

提案者 : 住宅関連業者  
進 捗 : 技術試験中。事業地を取得済。2025年後半から稼働開始予定  
権利期間 : 20年程度(加工機械の耐用年数を考慮)  
原木消費 : 30万m<sup>3</sup>/年程度

## 方針のポイント

### 基本形

#### ① 基本形の樹木採取区の指定手続にマーケットサウンディングを導入

資源状況等を踏まえ、樹木採取区が指定可能な森林計画区をあらかじめ公表。その上で、指定に当たって、計画区ごとの計画編成時期にあわせて定期的にマーケットサウンディングを実施し、製材工場の新・増設等の需要を確認。

### 大規模・長期間

#### ② マーケットサウンディングの確認項目を事前に公表

大規模・長期間に係るマーケットサウンディングについては、常時提案を受け付け、ニーズを把握。大規模な構想は、具体化に向けた検討や準備に一定期間を要することから、確認する項目を事前に公表し、進捗状況に応じた円滑な提案を促進。

### 大規模・長期間

### 基本形

#### ③ 樹木採取区の複数・同時指定方式等を導入

大規模需要への対応として、隣接する森林計画区等を含め、地域の川上事業者が対応可能な規模の樹木採取区を複数、同時に指定することで、川上事業者と川中事業者との連携を容易に。

一方、事業者アンケートによると、地域によっては、短い期間のものが適当との声が大きかったことから、①で得られた情報も踏まえつつ、より権利期間の短い樹木採取区を指定すること等についても検討。